役員の報酬に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人須崎市保育協会定款第 18 条の規程に基づき、役員の報酬について定めるものである。

（定義）

第２条　この規程でいう役員とは、理事及び監事と評議員をいう。

（理事会及び評議員会への出務報酬）

第３条　役員が理事会及び評議員会に出席したとき、別表により報酬を支払うことができる。

（理事及び評議員の報酬）

第４条　理事及び評議員が理事会及び評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表により報酬を支払うことができる。ただし、理事長については年額３０万円の報酬を支払うものとし、前条及び本条の規定による報酬は支払わないものとする。

（監事の報酬）

第５条　監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

（適用除外）

第６条　施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（改正）

第７条　本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附　則

この規程は、平成 16 年 12 月 24 日から施行し、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 29 年 6 月 23 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、平成 29 年 12 月 26 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、令和 7 年 6 月 24 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

名　　称	報　　酬
役員会出席報酬 評議員　業務報酬 理事業務報酬 監事監査指導報酬	5,000 円